

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(採捕の数量の報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項の都道府県の規則で定めるもの（以下「採捕の数量の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1) さんま棒受網漁業（岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）<u>第7条第2号オ</u>に掲げる漁業の方法による漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 小型定置漁業（漁業法第6条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業のうち小型定置漁業として免許を受けた漁業又は岩手県漁業調整規則<u>第7条第2号シ</u>に掲げる漁業の方法による漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項各号に掲げる漁業を2人以上共同で営む者（以下「漁業共同経営者」という。）は、法第17条第3項の報告を行う場合にあつては、あらかじめ代表者1人を選定し、代表者選定届（様式第1号）を代表者選定後最初の報告期限までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 漁業共同経営者は、第2項の規定により選定した代表者を変更する場合にあつては、代表者変更届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(採捕の数量の報告の方法)</p> <p>第4条 法第17条第3項の規定による報告は、次の表の第一種特定海洋生物資源の種類欄に掲げる第一種特定海洋生物資源において、同表の採捕の種類欄に掲げる採捕の種類について、同表の報告義務期間欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の報告区分日欄に掲げる日が属する月又は旬ごとに陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を把握し、同表の報告期限欄に掲げる期限までにさんま棒受網漁業を営む者の採捕の数量の報告書（様式第3号）又は定置漁</p>	<p>(採捕の数量の報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項の都道府県の規則で定めるもの（以下「採捕の数量の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1) さんま棒受網漁業（岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）<u>第7条第2号カ</u>に掲げる漁業の方法による漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 小型定置漁業（漁業法第6条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業のうち小型定置漁業として免許を受けた漁業又は岩手県漁業調整規則<u>第7条第2号ス</u>に掲げる漁業の方法による漁業をいう。以下同じ。）</p> <p><u>(4) その他のくろまぐろを採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業以外のくろまぐろを採捕する漁業であつて、法第3条第2項第4号に規定する指定漁業等を除くものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項各号に掲げる漁業を2人以上共同で営む者（以下「漁業共同経営者」という。）は、法第17条第3項の報告を行う場合にあつては、あらかじめ代表者1人を選定し、<u>別に定める様式による代表者選定届</u>を代表者選定後最初の報告期限までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 漁業共同経営者は、第2項の規定により選定した代表者を変更する場合にあつては、<u>別に定める様式による代表者変更届</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(採捕の数量の報告の方法)</p> <p>第4条 法第17条第3項の規定による報告は、次の表の第一種特定海洋生物資源の種類欄に掲げる第一種特定海洋生物資源において、同表の採捕の種類欄に掲げる採捕の種類について、同表の報告義務期間欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の報告区分日欄に掲げる日が属する月又は旬ごとに陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を把握し、同表の報告期限欄に掲げる期限までに<u>別に定める様式によるさんま棒受網漁業を営む者の採捕の数量の報告書、別</u></p>

業及び小型定置漁業を営む者の採捕の数量の報告書（様式第4号）（以下「採捕の数量の報告書」と総称する。）を知事に提出して行わなければならない。

第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	報告義務期間	報告区分日	報告期限
1 [略]	[略]			
2 [略]	[略]			
3 [略]	[略]			
4 [略]	[略]			

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、前条第1項第1号に掲げる漁業を営む者の法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に採捕の数量の報告書を提出しなければならない。

3 [略]
(電子情報処理組織による報告)

第5条 知事は、法第17条第3項の規定による報告については、前条第1項又は第2項の採捕の数量の報告書の提出に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量の報告者の使用に係る入出力装置として県が設置するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

2 [略]

3 電子情報処理組織を使用して法第17条第3項の規定による報告をしようとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「さんま棒受網漁業を営む者の採捕の数量の報告書（様式第3号）又は定置漁業及び

に定める様式による定置漁業及び小型定置漁業を営む者の採捕の数量の報告書又は別に定める様式によるその他のくろまぐろを採捕する漁業を営む者の採捕の数量の報告書（以下「採捕の数量の報告書」と総称する。）を知事に提出して行わなければならない。

第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	報告義務期間	報告区分日	報告期限
1 くろまぐろ	定置漁業 小型定置漁業 その他のくろまぐろを採捕する漁業	1月1日から 12月31日まで の間	月の 末日	当該月の 翌月の10 日まで
2 [略]	[略]			
3 [略]	[略]			
4 [略]	[略]			
5 [略]	[略]			

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間（漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間をいう。）の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に採捕の数量の報告書を提出しなければならない。

3 [略]
(電子情報処理組織による報告)

第5条 知事は、法第17条第3項の規定による報告については、前条第1項又は第2項の採捕の数量の報告書の提出に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量の報告者の使用に係る入出力装置として知事が指定するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

2 [略]

3 電子情報処理組織を使用して法第17条第3項の規定による報告をしようとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「別に定める様式によるさんま棒受網漁業を営む者の採捕の数量の報告書、別に定め

小型定置漁業を営む者の採捕の数量の報告書（様式第4号）
（以下「採捕の数量の報告書」と総称する。）を知事に提出して」とあるのは「入出力装置（採捕の数量の報告者の使用に係る入出力装置として県が設置するものに限る。次項において同じ。）から入力してファイルに記録して」と、同条第2項中「採捕の数量の報告書を提出しなければ」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録しなければ」とする。

る様式による定置漁業及び小型定置漁業を営む者の採捕の数量の報告書又は別に定める様式によるその他のくろまぐろを採捕する漁業を営む者の採捕の数量の報告書（以下「採捕の数量の報告書」と総称する。）を知事に提出して」とあるのは「入出力装置（採捕の数量の報告者の使用に係る入出力装置として知事が指定するものに限る。次項において同じ。）から入力してファイルに記録して」と、同条第2項中「採捕の数量の報告書を提出しなければ」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録しなければ」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。